

第16回国立市介護保険運営協議議事録

日 時 令和6年3月4日（金）午後7時から午後8時

場 所 市役所3階 第1・2会議室

出席者 林会長、新田副会長、榎本委員、瀬戸委員、小林委員、山路委員、水川委員、森平委員、前田委員、信坂委員、澤地委員、山本委員 以上12名
高齢者支援課事務局

議事：

【林会長】

こんばんは。それでは、定刻となりましたので、また定足数も足りているということですので、会議として成立しますので、第16回国立市介護保険運営協議会を始めます。

会議次第に沿って進めてまいります。まず1が議事録の承認ということになります。

前回、1月19日に開催された第15回の運協の議事録、お手元にあるかと思いますが、何かお気づきの点ありましたでしょうか。

事務局のほうに何か届いていますか。

【事務局】

来ておりません。

【林会長】

そうですか、はい。

それでは、第15回の運協の議事録について、このまま認めるということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

ありがとうございます。

それでは、次に議題の2が、「国立市地域包括ケア計画（第9期国立市介護保険事業計画及び第7次国立市高齢者保健福祉計画）の最終答申について」であります。

事務局から説明をいただきたいと思っております。お願いします。

【事務局】

それでは、会議次第2「国立市地域包括ケア計画（第9期国立市介護保険事業計画及び第7次国立市高齢者保健福祉計画）の最終答申について」ということで、事務局のほうから、資料に沿って説明、報告をさせていただきます。

まず、1月19日の介護保険運協で、パブリックコメントにかける中間答申案の第4章までの部分、そして当日配付させていただいた第5章以降の部分について、26日までの1週間の期限をつけさせていただきまして、中間答申案についての意見をいただき、そちらは1月31日から2月の20日まで、パブリックコメントにかけさせていただきました。

そのパブリックコメントについて、資料ナンバーの41番、A3横長の資料になりますが、全部で52件の質問、要望等をいただきました。こちらはこういったものがあるか、資料ナンバー41に沿って説明させていただきます。

まず、こちらの表、左側に意見の原文が書いてあり、その右側に回答案をつけさせて

いただいておりますが、その意見の原文のほうから読ませていただきます。

パブリックコメントにかけさせていただいた中間答申の85ページの小規模多機能型居宅介護の今後整備を進める方針という記載について、東2丁目の市が所有している土地に、いま一度公募するという理解で正しいでしょうかということ、これに対して事務局としては、そのとおりでございますと答えております。

2番目として、地域包括ケア、パブコメの画面に届くのは大変でしたという、これはホームページがちょっとなかなかうまく中身を見るところまで行けませんでしたというところで、申し訳ございませんということで、今後も改善に努めてまいりますと、改善をさせていただく予定でございます。

そして3番目として、高齢者の意思決定支援について、市民がどう望み、意識して、人生最期の場所をどこで迎えるのかについて踏み込んでほしいと。立川市では、こういうところをきちんと捉えて意識調査をしていると。自宅で最期を迎えたいという方が、立川市の調査では6割方が、希望がかなうかどうか難しいというふうな回答であります。こういう基本的な土台がないと、意思決定支援、ACPについて述べても空々しいという御意見をいただきました。

これに対して、人生最期の場所をどこで迎えるかということについて、本計画の策定に当たっては調査をしておりません。ではあるんですけども、国立市地域医療計画策定のため、平成30年に40歳以上の市民の方に行った調査では、人生の最期を迎えたい場所として多い順に、自宅が43.4%、分からないが22.7%、ホスピス12.5%となっています。

85歳以上の方に限ると、自宅50.3%、特養、老人保健施設などの介護保険施設が12.4%、分からないが9.1%となっています。同内容を問う再度の調査については、今後検討いたします。

なお、意思決定支援の章では、人生の最期の場面を取り上げているわけではなく、日常的にチームで決定することについて述べています。内容の補強のため、シェアードディジションメイキングについて紹介するコラムを加えますという、回答をさせていただく予定です。

4番目として、第9章福祉人材の確保について、国立市として初任者研修受講助成等など積極的な施策をしているが、統計上その姿が見えていないと。過去何年間、何人、受講して、市内事業所に従事したのが何人かという統計を示してほしいという御質問をいただきました。

こちらにつきましては、回答案として、8年間で20件の受講者がいたという旨、計画書に記載させていただくということで回答させていただく予定です。

5番目として、認知症高齢者の支援、現在市内で471人の方が一人暮らしで、II a以上ということなんですが、III aやIII bというより重い認知症の度合いの方が72人以上と、これは大変な数字であると、ますます増えると思われるので、今後の施策はどうするのか。

初期集中支援チーム、認知症サポーターやチームオレンジと言われているオレンジチームと書いてありますけれども、その数や実施状況等を見える化をしてほしいという要望でございます。

これに対しまして、認知症に関わる今後の取組につきましては、個別支援の充実を進めるとともに、認知症があっても暮らしやすいまちづくりを推進する総合的な支援を行うこととしています。医療機関が診療検査医療機関となっており、認知症初期集中支援チームのチーム員会議の開催が困難だったことなど、コロナ禍の影響を受けた状況があ

りましたが、今後はチーム員会議の開催回数やサポーターの数などを、計画の進捗の指標として確認していくこととします。

進捗の指標については、御指摘の章での記載ではなく、計画全体のまとめとして記載いたします。回答する予定でございます。

6番目に第9章3節、介護保険料について。1月19日の運協で、3億5,000万円を取り崩して、保険料基準月額を6,467円に決まりました。全員の委員の声を聞いたことは評価するのですが、もっと取り崩してもいいという意見の方もいたと思います。18段階はいいですねとあるんですが、一応16段階ですね、設定させていただいているのは。現在の保険料近くに戻し、値上げはしないでください。

これに対しまして、介護保険料は計画期間内に必要と見込まれる事業量に基づき、それに見合う具体的な額を算出・決定します。この事業量につきましては、高齢者人口の自然増に加え、介護報酬改定1.59%の増を反映させています。また、上記を原則としつつ、御意見のとおり、これまで、被保険者の方々から御納付いただいた保険料の余剰である準備基金を活用して、保険料の総量的な上昇抑制も図ります。

第9期の保険料につきましては、今後いわゆる団塊の世代の方々が高齢者となることを踏まえ、第10期以降の保険料の急激な上昇を抑制する必要があるとの考えから、計画期末の想定基金残高を一定程度留保する条件で検討しています。同時に、低所得者の保険料の上昇抑制や、各負担能力に応じた保険料の納付を通して、介護保険制度の持続可能性を確保するため、保険料所得段階の多段階化や、高所得者の標準乗率の引上げも加味しています。

第9期の介護保険料につきましては、第8から据え置くことは難しい状況ですが、中長期的な視点を踏まえた保険料設定として、御理解のほどお願い申し上げます。

7番目の意見として、全体としてパブコメの実施が早目にしたことは評価しますが、全体としてよく伝わらない計画でした。

これに対しまして、計画に記載すべき内容が多岐にわたりますことから、その質及び量のバランスを考慮して、素案を作成いたしました。いただいた御意見は、今後の計画策定の参考とさせていただきます。回答予定です。

8番目、認定率の比較では、国立市は入っているのは評価できます。ただ、訪問看護で仕事している中で、ケアマネへ頼んで介護度を変更するケースも多々あります。第1判定（コンピューター判定）ではねられるケースも多いと思いますが、区分変更している間の空白時にサービスが停滞しないよう対応をお願いします。

また、他市に合わせて認定が下がってしまわないようにも努力してほしいと思います。

これに対する回答案として、要介護認定は全国一律の基準に基づき、各自治体において公正かつ的確に行われることを前提としています。当市でも、要介護認定に関わる全ての当事者、認定調査員、医師、認定審査会委員、事務局等がそれぞれの役割を全うし、要介護認定の平準化が図られるよう、各種研修への参加や、認定審査会全体での意見交換などを行っております。

なお、昨今の要介護認定申請件数の増加等に伴い、認定結果が出るまで時間を要するケースも増加するようになり、医療介護事業者の方々には御負担をおかけしていることと存じます。保険者として、今後も円滑な制度運営に努めてまいりますため、御理解のほどお願い申し上げますという回答案です。

9番目として、福祉人材の不足は、書かれているように深刻な状況です。生活介護など、高齢のスタッフで回っていて、新規で入るスタッフがなかなか確保できず、大変なようです。また、国立の施設もスタッフがいなくて、ベッドの空きがあっても入れない

状況です。支援者の住宅支援などが努力されているようですが、何か対応を検討してくださいと。

福祉人材の確保につきましては、意見番号4への回答を御参照くださいということで、先ほどの回答につなげております。

10番として、介護保険料が値上がりすると聞きましたが、市で使われなかったお金がかなりの額あると聞きました。経済的に苦しい方だけでも、補助できる仕組みを考えてくださいという御意見をいただきました。

こちらに対する回答として、介護給付費準備基金の積立てが多くあるという御意見として、回答いたします。

意見番号6の回答と一部重複いたしますが、これまで被保険者の方々から御納付いただいた保険料の余剰である介護給付費準備基金につきましては、給付費の急増等、不測の事態に備えることにより、介護保険事業の安定的な運営を確保するものであるとともに、次期計画期間における保険料の軽減化に充てられるものでございます。

第9期の介護保険料につきましては、今後いわゆる団塊の世代の方々が高齢者となることを踏まえ、第10期以降の保険料の急激な上昇を抑制する必要があるとの考えから、計画期末の想定基金残高を一定程度留保する条件で検討しています。

なお経済的に苦しい方、保険料の納付が難しい方につきましては、一定の要件のもと保険料を減免する仕組みもありますので、あわせてその周知に努めて参ります。

2ページ目に行きます。

11番として、素案形式への意見と。年号について、西暦を中心とした記載が望ましいと考えます。計画には、過去からの推移や将来の予測が数多く盛り込まれています。瞬時に正しく理解するためには、時系列比較が容易にできる西暦による表記が適しています。現行の元号（西暦）の形式で西暦を表示されていますが、どうしても元号が目につきます。

元号表記を否定する趣旨ではありませんので、西暦（元号）の形式でも構いませんが、やや本題からは外れますが、令和52年の表記がされているような場合に、この年は天皇が109歳になられており、臨場感がなく、笑いを誘ってしまいますと書いてあります。

年号表記につきましては、回答といたしまして、市政の経営の根幹となる総合基本計画（基本構想及び基本計画）というのがあるのですが、それと表記を統一させていただきました。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

【山路委員】

馬場さん、ちょっと途中で申し訳ないんだけど、逐一読む必要ないよ、これ。52もあるんだから、今の話も含めて、どうでもいいような話、いっぱいあるからさ。そういうのはもう省略しちゃって、傾聴に値する質問と、そのやり取りぐらいをピックアップしてやってくださいよ。そこら辺は、もうお任せします。

【事務局】

せっかくいただきましたコメントですので、なるだけ多く読み上げたいとは思っておりますが、基本的には保険料を上げないでほしいというもの、それから今回パブリックコメント、実施要綱の中で金銭の賦課徴収に関するものは除くという、パブリックコメントの対象の定義が実施要綱で定められておりますので、そういった中で、パブリックコメントの際に、介護保険料と金額については、中間答申案では記載していませんでした。

そういった形につきまして、例えば14番の意見として、この〇〇円と伏字にされて

いるが、これでは素案自体を正しく評価することができませんというようなことをいただいております。

こちらに対しましては、先ほど私が言いましたように、パブリックコメントの事務実施要綱で、手続の対象となる政策等について、市民に義務を課し、または権利を制限する条例とあるんですが、金銭の賦課または徴収に関するものは除くとされているので、手続上載せていませんでしたといったような回答とさせていただきます。

あと15番として、給付適正化というのが、素案の中に入れてさせていただいたんですが、給付適正化という言葉自体が、給付を抑制するという方向に働いてしまうことが怖いという意見をいただき、こちらは、従来我々業務を進めていく上で、給付適正化とは抑制ではなくて適正な給付ということなんだよということは、新入職員等にも口を酸っぱくして言っているところですので、そういった回答させていただきます。

あと、これはちょっと連続で申し訳ないのですが、パブコメについて、保険料を改正する際にはパブコメは当然のこと、住民説明会も開催すべきだということを意見をいただいております。

これ、この方は国保運営協議会の委員をしていたことがあるということで、保険料の値上げの際には、住民説明会を開催するのが当然とされていますということで意見をいただきました。

これに対する回答案として、保険料の改定、つまり設定なんですが、事業計画期間における、まあかかる費用ですね、保険給付や地域支援事業の費用額、推計額、それから同じく3年間の事業計画期間における被保険者数の推計から、金額を決定しているところであり、一般財源からいわゆる国保などで行われる赤字繰入れによる保険料の抑制は、できない仕組みとなっております。

そのため、保険料抑制のために活用できる資金は、介護保険料の余剰分を積み立てた介護給付費準備基金のみであるということ。また、保険料の金額を条例で定めること、その賦課期日は年度の初日4月1日であることが、介護保険法に規定されています。そのため、保険料改定のための条例改正案は、その年の3月の議会に提出する必要があると。

そのような制度の中で、保険給付の推計をするための報酬改定の内容が示されるのが、大体11月から12月にかけてということになりますので、その推計作業をするため、保険料改定のための作業は実質1カ月から2カ月、今回の第9期で言いますと1カ月で行う必要があったと。

このことを受け、保険料の改定については、市の審議会である介護保険運営協議会にて御審議いただき、その上で条例案として市議会にて御審査いただいているということをございまして、説明会等、逐一やっけていくだけの日程的な余裕がなかったということにつきまして、御理解のほどよろしくお願いいたしますと回答させていただきます。

そのほかは、おおむね保険料の値上げ、それから人材確保等についてのところが要望していただいているということです。

それから、4ページ目の質問番号32番のところですね。地域包括ケア計画につきましては、高齢者保健福祉計画も含んでいると、一体のものとして策定しているということなんですが、32番として、地域包括ケア計画の内容についての要望ということで、高齢者保健福祉計画について制度の紹介にとどめず、高齢者の要望を調査し、地域包括ケア計画の大きな柱に設定して、3年間で充実する計画を示してください。

また、8期の計画で削減した入浴券の発行や、高齢者保養施設ですね、これは、高齢

者養用施設と書いてありますが、利用助成、入院見舞金などを復活させてくださいという御要望をいただきました。

それに対する回答として、各制度、51ページからの7章2節で示させていただいたんですが、そちらに今後の推計も掲載していくというふうな形で回答をさせていただいており、入浴券支給事業につきましては、介護予防事業と関連づけた入浴機会の提供へと、事業形態を変えてございます。

高齢者保養施設利用助成金制度については、東京都後期高齢者医療広域連合の補助金が打ち切られたことから、補助金相当分については、助成金の水準を調整したというところでございますというところ。

それから、入院見舞金につきましては、入院時の負担は医療保険の各種制度、これは負担限度額であったり、あるいは高額療養費であったりということなんですが、そちらの各種制度で支えられていること等から、入院見舞金について廃止をさせていただいたというところでございます、という回答をさせていただいております。

おおむねそういった内容で、質問、要望いただいて回答させていただいているところですが、それに沿って、今回事前配付させていただきました、すみません、特養の整備についてというのが質問の30番、42番、52番でいただいているんですが、こちらにつきましては、30番、運協の議論の中でも、特養制度について現状維持ということと、以前やらせていただいたのですが、30番として地域包括ケア計画の内容についての要望、特養の増設を求めます、特養の待機者が29人いるということに記載しているながら、国立市内に増設しないということのみ明記しています。待機者がいる以上ということだと思のですが、「以上以上」と書いてある、入所先を確保するのは市の責任ですと、放置するのではなく対策を明示してくださいと。

これにつきまして、特別養護老人ホームにつきましては、3年に一度、厚生労働省が実施する調査に協力する形で、実態に近い待機者数を把握しています。現状では、施設数を増やしても、運営事業者が利用者や従業員を確保するのが難しいという議論や、全体的に待機者が減少しているという御意見。また、皆様の介護保険料の長期的な上昇につながり得るという懸念等から、市としては現状維持が望ましいと考えています。

なお、第9期計画期間では、認知症高齢者のためのグループホームや、小規模な拠点で通所・訪問及び宿泊サービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所の整備を検討しており、在宅サービスの充実も図ることで、誰もが住み慣れた地域において、多くの選択肢の中から、自らの住まいを決定していけるような、多様性のある施策の展開を目指したいと考えています、というふうに回答させていただいております。

こういったパブリックコメントでの御意見をいただきまして、その上で、今回事前配付させていただきました最終答申案のほうを策定させていただいております。

こちらの最終答申案の中で、パブリックコメントを受けて修正している部分が、まず7章1節の一人暮らし高齢者の現状と今後といわれている49ページからのところなんですが、その51ページから、幾つか施策を出させていただいております。それにつきまして、回答の中で推計してのこれからの見込みというのも出させていただきますということで、資料ナンバー43番にある福祉施策一覧というタイトルがついているのも、福祉施策の一覧プラス実績と見込み額をつくった表、こちらのほうを添付させていただくということを考えてございます。

その次に、変更点として、第9章の福祉人材の確保、こちら67ページなんですが、中間答申案のところでは、初任者研修の実績は記載していなかったんですけども、こちら簡単ではあるんですが、この67ページの中段の1、2、3、4段落目、また本計

画と調和を保つ地域福祉計画云々と書いてあるところの真ん中のところに、これまで8年間で20件の就業件数がありましたという実績を示させていただいております。

それから、その後ろの保険給付のサービス量の確保のところ、中間答申では、回数や利用人数といった数だけだったんですけども、それに加えて、1,000円単位ではあるんですけども、給付費について、金額の費用のところですね、そちらのグラフを加えさせていただいております。

それから、中間答申では100ページを切っていたんですけども、今回そのグラフを入れたことで120ページまでちょっとページ数が増えていまして、121ページ目から、基本理念のところでの目標やそれに対する取組、評価の指標の一覧というところをつけさせていただいております。

その後ろに資料編として、財源負担割合、円グラフであるとかそういったものをつけさせていただいております。こちらの120ページからの資料には、今回、追加で机上配付させていただいた資料番号の44番、計画の評価のため指標と、それから45番のこれもまた要望であったんですが、計画策定の体制であるとか、審議経過を示してほしいというのがあったので、それを45番としてつけさせていただいております。これは、今回の最終答申に加えさせていただきたいというところで、本日配付させていただきます。

あとは、すみません、私資料ナンバー42番の説明しなかったんですけども、毎回、地域包括ケア計画を策定した際に、冊子の表紙にサブタイトルを入れているということをやっているんですけども、今回まだそのサブタイトルについて、うまい案が決まっておらず、資料ナンバー42番で、3つほどサブタイトル案を出させていただきました。

尊重し合い支え合う共生のまちづくり。尊重し合い支え合いながら、最期まで暮らすことができるまちづくり。そして、最後まで暮らすことのできる共生のまちづくり。この3つを、ちょっとサブタイトルの候補として挙げさせていただきます。この3つのうち、どれか一つをもし選んでいただくとありがたいなというところで、今回資料ナンバー42を配付させていただいております。

それでは、雑駁ではございますけれども、地域包括ケア計画最終答申案ということで、パブリックコメントの内容の報告と併せて説明させていただきました。以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。

パブリックコメントのことと、それと最終答申案について御説明いただきました。

それでは、今の資料について、あるいは御説明について、御質問や御意見がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。小林委員。

【小林委員】

ここまでの御苦勞、お疲れさまでした。

最後のところ、120とか、そんな追加分増えたということがあるんですが、その21からの目標、取組のところ、ハート、スペードがあると思うんですけども、この資料の45ページにあるハートが、介護保険制度というふうに言っているのが、ですが。

【山路委員】

ちょっと聞こえない。

【小林委員】

121、122の各項目ごとに、ハートとかスペードがあるんですけども、その説明があったほうがいいかなと思いました。

あと、これはもう全然関係ないことなんですけれども、87ページ以降ですね、こちらの表、一番右が、線が入っているなら入っていていいので、入れておいたほうがいいかなとちょっと思ったところがあります。

内容については、目を通しましたけれども、おおむねこういう形かなと思っていましたので、ちょっと気になったので、そこだけお話ししました。以上です。

【林会長】

事務局お願いします。

【事務局】

すみません、ハートとスペードの記号なんですけど、本文中に、小林委員がおっしゃっていただいたとおり、書いてあるんですけども、この表のところに、確かにすみません、記載を忘れてしまいましたので、加えるようにいたします。

あと、御指摘いただきました表とグラフのところなんですけれども、説明先ほどさせていただいたとおり、給付の状況と今後の見込みというところで、人数と回数、それから給付費というところで、かなりグラフの占めるスペースが多くなっております。こちら、ちょっとグラフの形を組合せグラフとかに変更をして、もうちょっとページ数を削減できないかをやってみますので、その際にエクセルのラインが出ないようにということも調整させていただきます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。ほかにございませんか。

今日は議題がほぼこれ1つなので、いかがでしょうか。

事務局から何かありますか。

【事務局】

サブタイトルなんかはどうでしょうか。資料ナンバー42。

【林会長】

はい、山路委員。

【山路委員】

サブタイトル、この事務局が示していただいた3つの案に即して申し上げれば、できるだけシンプルのほうが良いと思うんです。それで、尊重し合い支え合うというのは、ちょっとダブリ、あまりにも重複し過ぎている感じがあるので、尊重し合い支え合うを、もう支え合う共生のまちづくりって、一番上のところで、尊重し合うを削って、支え合う共生のまちづくりでいいのではないかと思います。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

サブタイトル案、今、委員から意見が出ましたので参考にして、最終的にはどのように決めるんですか、サブタイトル案って、事務局の中で。

【事務局】

特に御意見がなかったら、今ので決めようかなと思ったんですが。

【林会長】

ほかにサブタイトル案で、もしありましたら。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】

パブコメの3のところ、一番最初に話があったところで、人生の最後というところ
にコメント的なものが出ているものに対して、今までこういう国立市の地域医療計画策
定でアンケートを取ったとか、そういうことを少し反映させるなら、最後まで暮らすこ
とのできる共生のまちづくりかなと、私はちょっと思いました。

以上です。

【林会長】

この3つあるうちの3つ目を支持するという御意見ですね。

2つ出てきました。これは、ちょっと事務局のほうでまとめていただくほかないです
ね。

では、ほかに御意見がないようでしたらば、この今の最終答申についてという議題に
ついては、この辺りにいたしましょうか。よろしいですか。

それでは、その他、3のその他に移りますが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

その他ということなんですが、最終答申案が決まりましたら、市長へ答申を提出する
ということがございますので、これ、すみません、まだ市長の日程を完全に押さえてい
ないものですから、議会の合間を縫ってということになってくるかと思うんですが、至
急調整いたしまして、会長、林先生と日程調整をした上で、その日に合わせてもし来れ
る方は来ていただければ、市長に答申案を出す際に、通例ですと、ちょっとした懇談の
時間を持てるというような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、また事
務局のほうから答申案の、最終答申提出の際の日程調整のほうをかけさせていただき
たいと考えてございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。

大体いつ頃というのがある、分かっているんでしょうか。

【事務局】

今日が3月4日ということで、議会の大きな委員会等が終わった後のほうがいいのかと
思いますので、今私のほうでは18日あたりがいいかなとは考えてございますが、まだ
市長が何時だったら空いているかとかといったようなところもあろうかと思えますので、
いずれにしても3月のこの18日の週あたりで何とかしたいと考えてございます。

【林会長】

はい、分かりました。

その他では、ほかにはございませんか。

事務局お願いします。

【事務局】

一応、次回の運協につきましては、4月19日の予定となっております。一応、最
終答申までたどり着いたばかりですので、どういった議題、課題等をこちらのほうで検
討、用意できるかというのはありますけれども、日程のほうを空けておいていただけれ
ばと思います。よろしくお願ひいたします。

【林会長】

分かりました。

事務局からは以上でしょうか。

【事務局】

はい。

【林会長】

委員、何かありますか。

【小林委員】

ちょっと資料、この43、44、45に何かあったのかなと思ったので、何かこう確認した上で、改めて質問したいと思います。

【林会長】

事務局からは以上ということですが、委員の皆様から何かございましたら。

どうぞ。前田委員、どうぞ。

【前田委員】

すみません、この場で告知をさせていただき、すみません、社会福祉協議会のほうで、今度3月20日春分の日なんですけれども、福祉会館3階と4階で、福祉機器展を開催する運びになりました、今日せっかく委員の皆様が集う場所でしたので、チラシを持ってまいりましたので、もしよろしければお持ち帰りいただいて、どなたか、どなたでも来ていただけるものでして、意図としては福祉というものに対して、もっと皆さんの興味、関心を抱いていただくというようなところで、介護とかそういったところに縁がない方でも、こういったものに来ていただいて、最新の機器がこういうものがあるんだなんていうところで、お子様から御高齢の方、障害をお持ちの方、どなたでもお気軽に来ていただいて、興味、関心を持っていただくような場になればいいなということで、今回企画をさせていただいております。

自由で参加できますので、入場料もありませんので、ぜひ御来場いただければ幸いです。

この件、地域包括の職員の皆様の御協力も得まして、ちょっと簡単ですけれども、相談コーナー等も設置させていただいておりますので、当日何かしら御相談したいことがありましたら、その場を利用して少し相談ということも承りますので、ぜひぜひ御来場いただけたらと思います。

チラシのほう、そちら置かせていただきますので、どうぞお持ち帰りいただければと思います。よろしくお願ひします。

【林会長】

ありがとうございました。

山本委員、どうぞ。

【山本委員】

すみません、国立あおやぎ苑の1階と2階でつながっている隣の縄文棟とありまして、おかげさまで本当に皆様から御協力いただいて、10周年を迎えることができまして、記念誌をつくりましたので、今日お持ちさせていただきましたので、お渡しさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

山路委員。

【山路委員】

まだ時間があるようですから、あんまり早く終わらせるということで、あえて申し上

げるんですが。資料43にある高齢者福祉施策一覧ということで、令和3年度から8年度のこの一覧を改めて見直してみると、今回はたしか前回の改正のときだったと思うんですが、この福祉政策についての中身の見直しをかなり議論したと思うんですが、今回はどうかこの3年間は、これについて要するにこれは介護保険の改正との本来はセットでやっぱり議論していくべき話なの、そのまま据え置かれた形になっているものから、これ仕切り直して、来年度以降ということでもいいと思うんですが、この話も少し突っ込んだ議論をしたほうがいいのではないかと思います。

例えば、前回のときもそういう結論になったんですが、やっぱりばらまきのときの名残があって、これはもうはるか30年、40年前の話ですが、いろんな自治体独自の加算をしたり、独自の施策をしたりというので、当時はよかれと思ってやったのが、その後介護介護保険制度ができて、本来だったら見直しをすべきところが、見直しをされていない部分もあるのではないかとということ議論して、それを少し提言したはずなんだけれども。

例えば長寿祝い金なんていうのは、これはもうばらまきのというか、もう100歳まで生きる人がこれだけ超高齢化社会にならない、なる前のときにできた制度が、そのまま連綿として続けられているのでいいのかどうか。これも、やっぱりきちんと見直すとか、むしろ私は結論から言うとやめたほうがいいと思いますということとか。住宅費助成についても介護保険の中で住宅改修は認められているわけですから、国立市独自で、こういう住宅費助成事業をやる必要がどこにあるのかということもあるとかあります。

それから、高齢者の食事サービスも、これはもう必要だと思うんですが、その範囲とか回数とか対象者についても、これはやっぱりこれからますます私は確かに重要になってくるので、自己負担のあり方も含めて、配食サービスのあり方も、仕切り直しできちんと議論したほうがいいと思います。

これだけざっと見ただけでも、こう幾つかの課題があるわけですから、来年度以降、少しこの高齢者サービス一覧についてはきちんと議論するというので、やっていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

— 了 —